

ふくやまし  
福山市からの  
お知らせ

# じどうはったつしえんとう 児童発達支援等

## りようしゃふたんけいげんじぎょう 利用者負担軽減事業

のご案内

ふくやまし ねんど れいわ ねんど じどうはったつしえんとう りよう  
福山市では、2020年度(令和2年度)から児童発達支援等のサービスを利用する  
じどう ほごしゃ りようしゃふたん けいげん じぎょう  
児童の保護者の利用者負担を軽減する事業をしています。

じどう しゅっせい ひ まん さい たつ ひ い ご さいしよ がつ にち あいだ  
※児童: 出生の日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

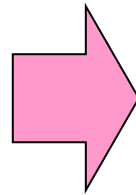
たいしよう  
対象となるサービス

じどうはったつしえん  
児童発達支援

いりようがたじどうはったつしえん  
医療型児童発達支援

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん  
居宅訪問型児童発達支援

ほいくしよとうほうもんしえん  
保育所等訪問支援



りようしゃふたん えん  
利用者負担 0円

しょう じどう  
障がいのある児童の

そうきりよういく すいしん もくてき  
早期療育の推進が目的です。

ほうてい  
法定サービスの定率負担部分と同額を支給します。

しょくひ じつぷふたん たいしよ  
食費などの実費負担は対象になりません。

てつづ  
手続きは、

りよう じぎょうしゃ おこな  
利用している事業者で行います。

この制度に関するお問い合わせは、

ご利用になっている事業者、または福山市障がい福祉課(電話084-928-1208)へ